

トクヤマ海陸運送株式会社 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を下記の通り策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 全社員に占める女性割合を15%以上に増加させる

<取組内容・実施時期> 令和3年4月～

技能職社員においては募集広告等で女性の活躍について記載する。

事務職社員においては女性の担当する業務内容について見直しを行う。

目標2 社員一人当たりの有給休暇取得率を70%以上とする

<取組内容・実施時期> 令和3年4月～

有給休暇取得データを部署に提供し、有給休暇の積極的取得を促す。

有給休暇を取得しやすい環境づくりを行う。

以上